表紙

いくの区地域福祉ビジョン２０２３から２０２６

イラスト

令和５年（２０２３年）３月

いくの区役所

主なＳＤＧｓゴール

イラスト

はじめに

いくの区には、年齢や性別、国籍ルーツ、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしておられます。

また、仕事や学校のほか、ボランティアなど、いろいろな理由でいくの区に訪れ、活動をしている人々もいます。

このように、いろいろな人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、いくの区に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き、共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむいくの区をつくり上げていく「地域福祉」を進める必要があります。

この「いくの区地域福祉ビジョン２０２３」は、いくの区の「地域福祉」が近い将来どのような姿であるべきなのか、その実現に向けてどのように進めていけばいいのかということに対し、区役所がどのようにして地域住民のみなさんと一緒に福祉の課題に取り組んでいけばいいのか、何よりも地域住民のみなさんがどのような形で「地域福祉」を進める力となれば、いくの区に住んでよかったと思えるだろうか、といったことを念頭に置きながら、平成２６年（２０１４年）に策定した「いくの区地域福祉ビジョン」と平成３０年（２０１８年）策定の「いくの区地域福祉計画」の理念を承継しつつ、あらためて区の現状と今後の課題を再認識して作成しました。

新型コロナウイルス感染症の流行が社会に大きな影響を与え、それまでの生活スタイルも大きく変化しました。対面でのコミュニケーションが制約され地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人が気にかけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再確認されました。

また、近年の大規模な自然災害の発生や、今後起こるとされる南海トラフ巨大地震への備えや対策、災害時の支え合いのための体制づくりも必要です。

今回策定する「いくの区地域福祉ビジョン２０２３」が、こうした危機的な状況やその他の人生のさまざまな困難に直面した時にも、人と人がつながりあい、支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりの指針となるように取組を進めてまいります。

いくの区長　すじはら　あきひろ

もくじ

第１章　地域福祉ビジョン２０２３の概要 1ページ

１　地域福祉ビジョン２０２３策定の背景と趣旨　１ページ

２　地域福祉ビジョン２０２３の位置づけ　２ページ

３　取組期間　２ページ

４　地域福祉ビジョン２０２３の推進　３ページ

第２章　地域福祉ビジョン２０２３の理念 ４ページ

　１　いくの区将来ビジョンの基本理念　４ページ

２　地域福祉ビジョン２０２３の基本理念　６ページ

第３章　福祉課題の概況と現状　６ページ

　１　いくの区の概況　６ページ

２　福祉課題の現状　１０ページ

第４章　地域福祉ビジョン２０２３を進める力　１３ページ

　１　地域包括ケアシステムの推進　１３ページ

２　住民主体による福祉コミュニティ　１５ページ

３　多様な協働（マルチパートナーシップ）　１６ページ

４　積極的に地域福祉活動に参加する機運の醸成　１６ページ

５　地域福祉ビジョン２０２３を推進するための区の役割　１７ページ

第５章　地域福祉ビジョン２０２３の重点取組　１８ページ

１　みんなで進める地域福祉 １９ページ

２　地域福祉に参加する機運の醸成　１９ページ

３　きめ細やかな福祉サービスの充実に向けた連携の強化　２０ページ

４　地域における安全・安心の仕組みづくり　２４ページ

５　健康づくりの取組 ２５ページ

６　権利擁護や虐待防止のための取組の推進　２７ページ

７　共生社会の推進　２８ページ

１ページ

第１章　地域福祉ビジョン２０２３の概要

１ 地域福祉ビジョン２０２３策定の背景と趣旨

大阪市では、平成２４年(２０１２年)７月に策定された「市政改革プラン」に基づき、ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた特色ある取組が進められています。

地域福祉の分野においても、平成２４年(２０１２年)１２月に「大阪市地域福祉推進指針」（以下、「市地域福祉指針」という。）が策定され、各区における地域福祉の共通の指針・方向性が示されました。

そして、平成３０年(２０１８年)３月には、各区に共通する福祉課題への対応として基礎的な部分となるしくみや、大阪市全体で中長期的な視点を持って進めることが必要な取組を定める「大阪市地域福祉基本計画」(以下、「市基本計画」という。)が、令和３年（２０２１年）３月には「大阪市地域福祉基本計画（第２期）」が策定されました。

いくの区では、これら市地域福祉指針・市基本計画の趣旨を踏まえ、平成２６年(２０１４年)１２月に「いくの区地域福祉ビジョン」を策定し、地域福祉の分野における区の特性・実情に応じた将来像と、その実現に向けた取組を進めてきました。

さらに、市基本計画の策定を受けて平成３０年(２０１８年)３月には「いくの区地域福祉計画」を策定し地域福祉を進めてきました。

新型コロナウイルス感染症の流行など、地域福祉を取り巻く情勢に大きな影響を与える状況の中で、あらためて区の地域福祉の現状を見つめ直すとともに、この間の取組を踏まえたうえで、課題を再認識し、地域福祉のめざす方向性を定めるため、「いくの区地域福祉ビジョン２０２３から２０２６」(以下、「地域福祉ビジョン２０２３」という。)を策定しました。

市政改革プラン

　　　「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざし策定。

ニア・イズ・ベター

　　　住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。

２ページ

地域福祉

　　　それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

地域福祉関連計画策定年表

２ 地域福祉ビジョン２０２３の位置づけ

地域福祉ビジョン２０２３は、基礎的な計画である大阪市地域福祉基本計画（第２期）とともに、いくの区の特性に応じた地域福祉の方針・施策を定める計画として、社会福祉法第１０７条に定める「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、区の特性やニーズに応じた地域福祉の方向性を示し、それを具現化するための指針とします。

市町村地域福祉計画

　　　市町村が、地方自治法第２条第４項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画。

３ 取組期間

地域福祉ビジョン２０２３の取組期間は、令和５年度（２０２３年度）から令和８年度（２０２６年度）までの４年間とします。

３ページ

４ 地域福祉ビジョン２０２３の推進

地域福祉の推進は、世代や属性に関わらず、さまざまな地域福祉活動に参加する住民が主体となります。

その中で、区役所は、地域福祉ビジョン２０２３において地域福祉のめざすべき全体像を示し、それに向けてそれぞれの主体とともにさまざまな取組が推進されるよう支援していく役割を担います。

なお、社会福祉法において地域福祉推進の中心的な担い手として規定される社会福祉協議会は、本市では極めて公共性の高い団体として準行政機関と位置づけられており、いくの区においても、いくの区社会福祉協議会（以下「区社協」）との間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、区役所と区社協が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、ともに地域福祉の推進に取り組んでいます。

また、行政機関として限られた経営資源（予算・人員・時間など）を使って最大限の効果をあげるため、ニーズの的確な把握とその対策の企画立案（Ｐｌａｎ）、事業実施（Ｄｏ）、実施状況の評価（Ｃｈｅｃｋ）、評価を踏まえた事業の効果的な見直し（Ａｃｔｉｏｎ）という、いわゆるＰＤＣＡサイクルの考え方のもとで、毎年度策定する区運営方針などにより、地域福祉ビジョン２０２３の推進に向けて取り組んでいくとともに、必要に応じて区政会議で中間振り返りを行います。

社会福祉協議会

　社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行なっています。

連携協定

　地域が抱えている課題（福祉、環境、防災からまちづくりまで多肢に渡る）に対して、自治体と民間企業などが協力し、解決をめざす協定のこと。

４ページ

区政会議

　区役所で実施しているまちづくりの方向性や取組の成果について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民などその他の者を招集して開催する会議。

イラスト

第２章　地域福祉ビジョン２０２３の理念

１ いくの区将来ビジョンの基本理念

いくの区将来ビジョン（以下、「区将来ビジョン」という。）における基本理念には以下の考え方があります。

基本理念としての「いわきょうせい」

近年、人々の価値観がより一層多様化している中、いくの区には、国籍や文化、生活習慣など、様々な違いを有する６０ 近くもの国や地域をルーツとする人々が生活しています。そのため、お互いのことを知り、それぞれの違いや個性を受け入れ、すべての人が自分らしくいきいきと暮らすことができる共生社会に向けたまちづくりが求められています。

ここで、いくの区のまちづくりに共通する基本理念として、「いわきょうせい」という考え方を紹介します。

この考え方の背景として、共生社会に向けたまちづくりを進めるにあたって、「お互いの壁を取り払って一緒にやりましょう」とされることが多く見受けられますが、壁を完全に取り払うと、結果として多数派が少数派を呑み込んでしまい、本来の共生の姿ではなくなってしまいがちです。

そこで、お互いの壁を取り払うのではなく、あえて壁を残したまま、互いに壁のすきまから一歩、あるいわ半歩でも踏み出して、壁と壁の間で一緒にできる事を少しずつ増やしていこう、という考え方が「いわきょうせい」で、その語源は「異なったまま、なごやかに、共に生きる」状態をさしています。その前提となるのは、互いの壁を支える文化や歴史を尊重し大切にすることです。

いくの区は、この「いわきょうせい」を基本理念として、まちづくり・区政運営を進めていきます。

５ページ

誰もが居場所と持ち場のあるまち

いくの区では、これまでも、「誰もが居場所と持ち場のあるまちへ」をスローガンに、区政運営を進めてきました。

「居場所」とは、誰もが安心して暮らせるためのセーフティネットが機能していることを意味し、「持ち場」とは、自分の得意技や経験、力や時間を活かしてみんなが何かの担い手として関わることを意味しています。

「いわきょうせい」を基本に、いくの区のまちで暮らし、遊び、働く人々がそれぞれ「面白い」と感じられるまちになってほしいとの考えのもと、区民の「誰もが居場所と持ち場のあるまちへ」をスローガンに、「暮らしても遊んでも働いても面白い」いわきょうせいのまちづくりを進めていきます。

区将来ビジョン

いくの区長が、いくの区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、いくの区のめざすべき将来像とその実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめ、区民の人々に明らかにするために策定するもの。

共生社会

障がい者、高齢者、外国につながる住民などが、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

セーフティネット

全ての人が安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・しくみのこと。

６ページ

２ 地域福祉ビジョン２０２３の基本理念

地域福祉ビジョン２０２３は、大阪市地域福祉基本計画（第２期）の基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」に基づきながら、ニア・イズ・ベターの考え方のもと、地域の実情に即した特色ある施策を展開するため、区将来ビジョンのめざす方向性・理念を踏まえたものとし、「だれもが地域とつながりをもって、安心して暮らせる共生社会の実現に向け、みなさんと力をあわせて、いくの区らしい福祉をつくります」を基本理念とします。

いくの区地域福祉ビジョンの基本理念の概念図

第３章　福祉課題の概況と現状

１　いくの区の概況

かっこ　１　高齢者を取り巻く現状

いくの区では、単身高齢者の割合が市の平均よりも高い状態で増加し続けています。

また、区民の健康寿命（健康な期間の平均）は市の平均より長くなっていますが、６５歳以上の要介護認定者の割合は市の平均より高い状況が続いており、認知症の人数も市全体と同様に増加が続いているなど、より一層の支援の必要性が高まっています。

健康寿命

　健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

認知症

　認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ６ヵ月以上継続）を指す。認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたる。

単身高齢者割合のグラフ

総務省　国勢調査から

７ページ

健康寿命の　ひょう

厚生労働省　市区町村別生命　ひょうから

イラスト

６５歳以上で要介護認定者の割合のグラフ

認知症高齢者など（居宅）の人数推移のグラフ

かっこ　２　特定健診受診率推移

区民の特定健康診査の受診率や各種がん検診の受診率は、市平均を下回っていることから、より一層区民の健康意識を高めていく必要があります。

生活習慣病やがんに関する知識をはじめ、検診の重要性や検診日程、実施医療機関などの周知に努めます。

特定健康診査

　４０から７４歳の人を対象に、生活習慣病の予防を目的として行われる健康診査。高齢者医療確保法に基づいて、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行う。平成２０ 年（２００８）から実施。健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備軍と判定された人は、医師・保健師・栄養管理士などによる特定保健指導を受けることができる。

イラスト

特定健診実施率のグラフ

各種がん検診受診率　令和２年度（２０２０年度）の　ひょう

８ページ

かっこ　３　区内の高齢者・障がい者虐待通報件数

区内の高齢者や障がい者に対する虐待通報件数は増加傾向にあり、児童虐待相談の件数・割合も増加しています。虐待は、心身や人格に重大な影響を与えるものであり、不安な兆候や課題を早期に発見し、発生を未然に防止することが重要なため、支援を必要とするケースの早期発見・事前予防に向けた取組が必要です。

区内の高齢者・障がい者虐待通報件数のグラフ

区内児童相談件数と虐待相談件数・割合のグラフ

すべての子どもが笑顔で暮らせる社会に

大阪市児童虐待ホットライン　フリーダイヤル　０１２０　０１　７２８５

まずは一報、なにわっ子（２４時間３６５日対応・通話料無料）

児童相談所虐待対応ダイヤル　１８９　いちはやく　（２４時間３６５日対応・通話料無料）

児童虐待かもと思ったら、すぐにお電話ください。

かっこ　４　区内における主な外国人住民の増加率推移

いくの区は、従前から在日韓国・朝鮮人を初めとする外国人住民の比率が大阪市２４区の中で最も高く、令和２年国勢調査では全国でも最も高くなっており、現在は約６０ の国や地域につながる住民が暮らしているまちです。最近では、ベトナムだけでなく、ネパールやフィリピン、インドネシア国籍の住民の増加率も高くなっており、より多様な言語や文化、価値観、生活様式を相互に理解し、外国につながる住民も安心して暮らせる環境づくりが必要です。

区内の外国人住民の国籍・地域別内訳　令和４年（２０２２年）３月末時点の　ひょう

区内における主な外国人住民数の増加率

平成３０年度（２０１８年度）との比較の　ひょう

９ページ

大阪市多文化共生指針では、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍であるこども、海外から帰国したこどもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用していることから、本ビジョンでは「外国につながる住民」と表記しています。

かっこ　５　人口の推移と予測

いくの区の人口は、この４０年間(昭和５０年～平成２７年)において、一貫して減少を続けている中、今後も減少傾向が続くと見込まれています。

今後の人口予測では、令和２７年（２０４５年）にはおよそ９．８万人にまで減少することが見込まれており、平成２７年（２０１５年）の約１３．０万人と比較して３０年間の増減率は－２４．１％と２４区中５番目の減少率となっています。

また、令和２７年（２０４５年）時点の推計では、男女とも０から４歳から７０歳代前半までの各階級で減少し、１０歳代後半から４０歳代前半および６０歳代後半は男女とも減少が著しいと予測されています。

人口増加率（２０１５から２０４５）の図

いくの区５歳階級別男女人口増減（２０１５から２０４５）の図

大阪市人口ビジョンより

出生率推移のグラフ

出生率：人口１０００人当たりにおける出生数　大阪市推計人口年報より

１０ページ

２　福祉課題の現状

少子・高齢化の急速な進展や、核家族化、単身世帯の増加など家族形態の変化、情報化社会の急速な進展は、地域のつながりの希薄化を招き、社会的孤立が広がっています。

また、非正規雇用の増加による雇用不安や、それにともなう経済的困窮、こどもの貧困、児童・高齢者・障がい者への虐待などにより、地域福祉の課題は、多様化・複雑化・深刻化しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行が社会に大きな影響を与え、これまでの生活スタイルも大きく変化し、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることになりました。

単身高齢者などの増加に伴い、行政や地域からの支援の手が届かずに孤立死や「セルフネグレクト」の状態に陥る高齢者などの増加、近隣の住環境にも影響を及ぼす「ごみ屋敷」化の問題、災害時の避難支援を視野に入れた日常的な要援護者情報の共有なども課題となっています。

子育て世帯においては、育児不安やストレスを感じたときに身近な地域に相談できる相手がおらず、悩みを抱えたまま孤立してしまう状態に陥る事象がでてきています。

さらに、児童虐待やＤＶなどの問題が顕在化しており、被害者に寄り添った支援・対応が求められています。ＤＶ被害者の安全な保護や自立支援の支援、児童虐待の未然防止と早期発見、保護された後の児童・家族へのケアが重要です。

これまで、必要な支援が届きにくいとされていた発達障がいについて、社会全体で理解することが求められています。発達障害者支援法においては、発達障がいを早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ（年齢）や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりが求められています。

また、若者の「ひきこもり」、高齢者の「閉じこもり」、経済的困窮から住居を喪失し「ネットカフェ難民」などのホームレス状態になっている人などが顕在化しています。さらに、これらの現象が、同一世帯において複合的に発生し、実態把握が困難となっています。

一方、ニューカマーと呼ばれる新しく日本に来た外国につながる住民は言葉や文化の違いから地域コミュニティに入りにくいことなどによって、必要な情報が届きにくくいため、適切な福祉サービスを受けられないといった問題もあります。

さらに、いくの区では外国につながる住民の多数を占める在日韓国・朝鮮人の人々の高齢化に伴い、無年金などの経済的な問題や、認知症の進行により会話が母国語になるなどコミュケーションが困難になるといった問題もあります。

１１ページ

こうした地域の多様な課題を解決していくためには、これらの諸課題に関するさまざまなニーズを的確に受けとめ、公的な福祉サービスによる適切な対応と、それだけでは充足できないニーズへの対応が必要となっています。

そして、だれもが安心して暮らしていける共生社会の実現に向け、お互いに人格と個性を尊重し、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会をめざす取組を進め、地域福祉活動に参加する人が増え、その人たちがさまざまな場面でそれぞれ長所を発揮し、また補うことのできる地域づくりを進めていく必要があります。

社会的孤立

　　家族・地域社会との接触が少なく、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けていないなど、社会的に孤立している状態をさす。

孤立死

　地域で亡くなられた事に近隣の人々が気づかず、相当日数を経過してから発見されること。法的に明確な定義はないが、「社会から『孤立』した結果、死後、長期間放置されるような死、として『孤立死』」 という用語が用いられる。

セルフネグレクト

　飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいわ、する能力がないため、安全や健康が脅かされる状態。

要援護者

⽇常的な⾒守りや災害時における避難⾏動に支援が必要な⼈で、主には高齢者や･障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、病弱者　など。

ＤＶ

　 Ｄｏｍｅｓｔｉｃ　Ｖｉｏｌｅｎｃｅ（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力をいう。被害者を女性に限定していないが、ＤＶの被害者は大半が女性となっている。

１２ページ

発達障がい

　発達障がいとは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」とされている。

ひきこもり

　さまざまな要因が重なって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われ、家族以外の⼈との交流をほとんどせずに、社会的な活動に参加できない状態のこと。

閉じこもり

　さまざまな原因で外出頻度が少なくなり、生活空間が屋外・地域から自宅内（敷地内を含む）へと狭くなる状態。活動性が低下し、その結果、心身両面の活動力を失っていく結果、寝たきりに進行するという考え方。

ネットカフェ難民

　これまで過ごしていた自宅や寮などの住居を、生活費の枯渇や不払い、職場を解雇されて寮に住めなくなったなどの諸般の事情で退去させられ、２４時間営業のインターネットカフェや漫画喫茶などをホテル代わりにすることで夜を明かし、主に日雇いなど雇用形態で生活を維持している者をさす。

公的な福祉サービス

　税⾦や保険料により支えられているサービスで、福祉や介護のための法令など（社会福祉法や介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法など）によって、従事者や設備、サービス運営などが定められている。

イラスト

１３ページ

第４章　地域福祉ビジョン２０２３を進める力

いくの区における地域福祉活動の中心は、住民の身近な生活圏域である各地域まちづくり協議会の活動圏域で取り組まれているさまざまな活動であり、こうした、身近な地域でこれまで取り組んできた地域福祉活動について、住民自らが振り返り、今どのような福祉課題やニーズがあるのか、また、今後どのような福祉コミュニティをつくり上げていくべきかなどについて考え、それをまた取組につなげていくことがそれぞれの地域の福祉課題の解決に効果的です。

このような各地域での地域福祉活動を通して、地域住民をはじめ地域に関わるすべての活動主体が、地域福祉やよりよい地域づくりに関心を持ち、幅広い人が参加できる取組を行うこと自体が、地域福祉を進める力となります。

地域まちづくり協議会

　地域を基本単位に、地域団体やＮＰＯ、企業など、地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協⼒しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みのこと。

１　地域包括ケアシステムの推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が進められています。

いくの区では、在宅支援ネットワーク会議、認知症高齢者支援ネットワーク会議を通じて、多職種連携による在宅医療・介護連携の強化を図ることにより課題解決に取り組んでいます。

また、平成２７年（２０１５年）４月の介護保険法の改正において、地域資源のネットワーク化や開発などを担う、生活支援コーディネーターを配置することが示され、いくの区では平成２９ 年(２０１７年)１０ 月に区社協に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの充実を図っています。また、地域包括ケアの理念を普遍化し高齢者のみならず、障がい者（児）やこどもなど生活上の困難を抱える人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、関わるもの全員で地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現が求められています。

１４ページ

いくの区では令和２年(２０２０年)４月から「重大な児童虐待ゼロに向けた取組」として、区社協の見守り相談室に子育て支援コミュニティソーシャルワーカーを配置し、「こども地域包括ケアシステム」事業を開始し、区役所・区社協・支援機関などをつなぎ情報交換を行っています。

地域包括ケアシステムの図

地域包括ケアシステム

重度の介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

生活支援コーディネーター

　地域資源の把握・ネットワーク化やボランティアなどの生活支援の担い手の養成・発掘などの地域資源・サービスの開発などを行う「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図っている。

見守り相談室

　地域における⾒守りネットワークの強化のために、区社協内に設置。支援が必要な高齢者や障がい者などの福祉に関する相談や、⾒守りや災害時における避難⾏動に支援が必要な⼈の名簿登録の受付や相談を⾏っている。また、孤⽴死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある⼈を、地域の⾒守りや専門的支援につなげている。加えて、認知症高齢者などが⾏方不明となった場合に、⽒名や身体的特徴などの情報を地域の協⼒者にメールにより配信し、⾏方不明時の早期発⾒・保護につなげている。

コミュニティソーシャルワーカー

　制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのこと。

１５ページ

支援機関

　地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、⻭科医師会、薬剤師会、福祉・介護関係機関・事業者、きらめきセンター、子ども子育てプラザ、学校園、保育所、警察署、消防署などの組織。

地域包括支援センター

　地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置。主な業務内容は、まる１　高齢者とその家族のための身近な相談窓口、まる２　地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、まる３　介護予防のためのケアプラン作成。

２　住民主体による福祉コミュニティ

これまでは、さまざまな地域における課題を、家族や近所の住民が日ごろの生活の中で互いに助け合い「つながり」を大切にしながら地域福祉コミュニティを育んできました。

しかし近年、単身高齢世帯の増加、核家族化、社会的孤立などにより、住民同士の「つながり」が希薄化し、地域活動に参加する住民の固定化や高齢化が深刻な課題となっています。

地域における福祉課題を解決するためには、地域住民一人ひとりが、「ひとごと」ではなく、「わがこと」として主体的な姿勢を持ち、地域でともに生活するみんなで「くらしの課題」を考え、改善に向け取り組むことが解決に結びつける力となります。

住民主体の地域福祉コミュニティの運営において重要なのは、お互いが配慮し「気にかける」、存在を認め合い「つながり」、支え合うことであり、住民が主体性を持ってお互いに考え行動する仕組みづくりとともに、セーフティネットとしての保健・医療・福祉サービスと連携しより強固な「コミュニティ」を築くことが併せて求められています。

１６ページ

３　多様な協働（マルチパートナーシップ）

地域福祉の実現のためには、住民をはじめ、地域で活動しているさまざまな活動主体がお互いに協力し支え合う関係づくりが必要となります。

そのためには、住民やＮＰＯ、社会福祉事業者、学校、企業などの活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する“つよみ”を発揮することで、多様な協働（マルチパートナーシップ）を推進していくことが重要となります。

具体的には地域福祉活動に参加する人、さらには、福祉サービスを利用する人が、それぞれに得意な分野を活かしてそれぞれが「できること・したいこと」でお互いに協力することにより、相手の状況や希望に応じたきめ細かい支援を行なっていくことができる仕組みづくりが重要な要素となります。

ＮＰＯ

Ｎｏｎ―Ｐｒｏｆｉｔ　Ｏｒｇａｉｚａｔｉｏｎ 又はＮｏｔ－ｆｏｒ－Ｐｒｏｆｉｔ　 Ｏｒｇａｉｚａｔｉｏｎ（非営利団体）の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

マルチパートナーシップ

　市民・地域団体・ＮＰＯ・企業・行政など大阪のまちの担い手が互いに自律したパートナーとして協力しあう関係や場を具体化する考え。

４　積極的に地域福祉活動に参加する機運の醸成

地域においては、地域活動に参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっています。あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるように取り組むことが重要です。

１７ページ

いくの区では、高齢者食事サービスやふれあい喫茶などの地域福祉活動に加え、まつりや相互の助け合い活動など住民が主体となり実施してきた活動がある一方で、ＮＰＯや企業のほか多様なグループにより「子供たちの放課後の時間を過ごすための支援活動」や「主に男性高齢者を対象とした農園での野菜作り活動」などが行われています。これらの活動は地域団体や福祉法人が主体となっている取組がある一方で、いわゆる現役世代の人々が新たなネットワークを築いて取り組まれているものも少なくありません。さまざまな年代の多様な関心をもつ住民がこれらの活動に触れて興味を持ち、やりがいと充実感を持って参加する機運をたかめるためにも、地域の特色ある行事やさまざまな主体による先駆的、先進的な取組を広く紹介して地域福祉活動に関心を持つ機会を増やすとともに、新たな活動の実施や参加を支援することが必要となります。

高齢者食事サービス

　在宅の単身高齢者や、高齢者世帯を対象に、地域の会館などでの会食などを行うことにより、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図るとともに、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする活動。

ふれあい喫茶

　地域の会館などで開かれる交流の場。お茶や軽⾷などを楽しみながらお互いに交流し、ふれあいある地域づくりを目的としている。

５　地域福祉ビジョン２０２３を推進するための区の役割

地域福祉ビジョン２０２３を推進するためには、上記のような仕組みを着実に進めていくことが必要であり、そのためには住民のみなさん、地域団体、社会福祉の専門機関、区役所が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくこと（協働）が必要です。

いくの区としても、地域の問題解決に向け「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の考え方のもと区役所全体で取組を進めます。

地域福祉ビジョン２０２３の推進に向けた施策や取組の進捗状況については、ＰＤＣＡサイクルの考え方のもとで、毎年度策定する区運営方針などにより、地域福祉ビジョン２０２３の推進に向けて取り組んでいきます。

１８ページ

専門機関

区社協、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、こども相談センター、学校、保育所、地域子育て支援センター、医療機関などの専門機関や、福祉サービス事業者や社会福祉施設、ＮＰＯなど。

イラスト

第５章　地域福祉ビジョン２０２３の重点取組

いくの区の地域福祉に関する現状や推移から、今後の課題を認識したうえで、課題を解決していくための施策を考えていく必要があります。

地域福祉ビジョン２０２３の基本理念の根底には、大阪市地域福祉基本計画（第２期）や区将来ビジョンの理念があることから、地域福祉ビジョン２０２３は、これら地域福祉分野の課題を踏まえたうえで、目標達成に向けた施策の展開を行い、区の地域福祉に関する事業を推進するために次の７つの取組を柱として、区の地域福祉を推進します。

取組の柱

１　みんなで進める地域福祉

２　地域福祉に参加する機運の醸成

３　きめ細やかな福祉サービスの充実に向けた連携の強化

４　地域における安全・安心の仕組みづくり

５　健康づくりの取組

６　権利擁護や虐待防止のための取組の推進

７　共生社会の推進

権利擁護

　福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること及び表明された医師の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表明の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいう。

１９ページ

１　みんなで進める地域福祉

かっこ　現状と課題

単身高齢者の増加や、子育て世帯の孤立化など、地域社会全体で見守りや支援を行える仕組みづくりが必要となっており、これまでの公的な福祉サービスでは充足できないニーズに対応することが不可欠です。

また、市内でもっとも多くの外国とつながる住民と共生しているまちとして、相互理解をさらに深めていくことが必要です。

かっこ　今後の取組

単身高齢者や子育て世帯、福祉サービスなどの情報が充分に届きにくい外国につながる住民などに必要な情報を届けるとともに、孤立することのないよう利用可能な福祉サービスの利用促進を図ります。

また、見守りのネットワークを広げるために、ＩＣＴの活用など、より効果的な方法を検討します。

そのために、区社協や、民生委員・児童委員、主任児童委員など、これまで協働してきた地域団体、地域内の関係機関に加え、ＮＰＯ、企業などのさまざまな活動主体と協働し、地域福祉を推進します。

ＩＣＴ

Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　＆　Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ（情報通信技術）の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと。

みんなで進める地域福祉イメージ（図）

２　地域福祉に参加する機運の醸成

かっこ　現状と課題

若い世代やマンション住民などの地域活動への参加は低調となっており、地域福祉活動に参加する人の不足や高齢化、平日の昼間に活動が可能な人など、主体的に活動できる多様な人材が地域福祉活動に参加する機運を高めていくことが重要な課題となっています。

２０ページ

かっこ　今後の取組

これまでに協働してきた地域団体はもとより、ボランティア・市民活動センターとも連携し、区内の企業に勤務する人や、学校に通学する学生などの多様な人材が、いくの区でのさまざまな地域の活動に参加できるような取組を支援します。

また、新たに地域福祉活動に参加する人を増やすため、高齢者や外国につながる住民、障がい者（児）、子育て世代が、これまでの知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、家族・親子が一緒に活動に参加できる環境を整える取組を支援します。

ボランティア・市民活動センター

　ボランティア活動や市⺠活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介など、ボランティア活動・市⺠活動を応援・支援する拠点のこと。

３　きめ細やかな福祉サービスの充実に向けた連携の強化

かっこ　現状と課題

住民同士のつながりなどの人間関係の希薄化により、地域コミュニティの「見守り」「支えあい」などの「自助」、「共助」の機能が弱まる中で、行政や地域からの支援の手が届かずに孤立死や「セルフネグレクト」の状態に陥る高齢者の増加、若者の「ひきこもり」や高齢者の「閉じこもり」が同一世帯において複合的に発生し複雑化している世帯、高齢者、障がい者（児）、こども、ひとり親家庭、ヤングケアラー、生活に困窮している人、複合的な課題がある人など、支援が必要な人に必要なサービスが確実に届くように、取りこぼしのないこれまで以上の支援が必要となっています。

少子化、核家族化が進んでいる中で、子育て世帯が育児不安やストレスを感じた際に相談できる相手がいないために孤立することがないよう、安心してこどもを産み育てることができる環境を充実させると同時に、身近なところでの相談・支援や、子育てをより積極的に楽しめる環境づくりが必要となっています。

また、発達障がいなど療育が必要な児童を早期に発見し、幼児期から児童の特性に応じた適切な支援を行う体制があり安心して子育てができることをめざします。

また、次世代を担うこどもたちが健やかに育つため、「こどもの貧困」問題や「ヤングケアラー」支援のための相談支援体制づくりや、必要なサービスが届くような仕組みづくりが必要です。

２１ページ

さらに、区内の虐待通報件数は増加傾向にあり、虐待は、心身や人格に重大な影響を与えることから、不安な兆候や課題を早期に発見し、発生を未然に防止することが重要です。

支援を必要とする全ての人々が、一人ひとり社会とつながりを持ちながら健やかに暮らせることができる状態をめざします。

「自助」、「共助」

　「自助」：自分（家族）の命を自分（家族）で守ること。「共助」：地域の皆さんで互い　に助け合うこと。「公助」：国や市の行政機関が対策を行うこと。

ヤングケアラー

　法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

かっこ　今後の取組

誰もが安心して暮らせるまちをめざして、高齢者や障がい者（児）、子育て世帯、ひとり親家庭、ヤングケアラー、生活に困窮している方、外国につながる住民などへのきめ細かな支援をめざし、複合化・複雑化する課題に対して、住民のみなさんが参加し、互いに支え合い、その人らしく生活していくことを支援する仕組みづくりを住民のみなさんと協働し取組を進めます。

かっこ１　関係機関との連携強化

地域での福祉課題の実態を適切に把握して、解決が図られるよう、関係機関との連携をさらに深め、施策の推進に努めます。

複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、「総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取組を進めます。生活に困りごとを抱えた人に対しては、「くらしの相談窓口いくの」による各種相談・就労支援を行い、個々の状況に応じた相談窓口へつなぐとともに、関係機関などと連携し、課題が複雑・困難化する前に自立できるよう包括的・継続的に支援します。

地域で孤立しがちな高齢者をはじめ、障がい者、ひとり親家庭、ひきこもり・不登校のこどもなど課題のあるすべての人に対して、必要な制度やサービスが確実に届くよう、地域の関係者や各種支援専門機関などとの連携を強化し、適切な対応・支援を行います。

２２ページ

くらしの相談窓口いくの

　平成２７年４月の⽣活困窮者⾃⽴支援法施⾏に伴い、複合的な課題を抱えて困っている⼈の相談先として、業務委託により区役所内に相談窓⼝を設置している。⾃⽴に向けた相談支援、就労支援、住宅確保給付⾦支給などの支援とともに、状況に応じて地域のネットワークや関係機関などと連携し、課題解決をサポートします。

かっこ２　見守りの強化

福祉局の委託事業として、区社協に設置されている「見守り相談室（地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業）」では、孤立死の防止に向け、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守りを行うなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークづくりを進め、災害時の避難支援にもつながるような日ごろから顔の見える関係づくりを進めてきました。

地域住民のみなさんや民生委員・児童委員、主任児童委員、区社協の「見守り相談室」などが行なっている「見守り」や「声かけ」活動と区役所が協働し、住民のみなさんの暮らしに密着したきめ細かな支援をめざします。

また、ごきんじょパワフルサポート事業の「福祉コーディネーター」による、身近な人々の間の支え合いによる暮らしやすい地域づくりを支援します。

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

　大阪市では、誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために、平成２７年度から実施しており、区社協内に福祉専門職のワーカー（ＣＳＷ)を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用して、主に　まる１　地域の見守り活動への支援　まる２　孤立世帯などへの専門職による対応　まる３　認知症高齢者などの行方不明時の早期発見の３つの取組を進めている。

ごきんじょパワフルサポート事業

　ちょっとした困りごとや悩みにお困りの方と、お手伝いをしたいというボランティアさんとをつなぐ仕組みで、区役所が区社協に業務委託している。

２３ページ

福祉コーディネーター

　単身高齢者、認知症の人、障がいのある人々など、しんに支援を必要とする人と、地域ボランティアのマッチングを行ないます。

かっこ３　虐待への対応

虐待などを受け、しんに支援が必要な人に対して、早期の発見と分離保護などの迅速な対応とともに、再発防止に向けた支援を行います。

また、虐待防止についての周知・啓発を行うとともに、保健・医療・福祉サービス関係者や行政関係者。地域の多様な関係機関と連携して虐待事案の早期発見・早期対応に努めます。

かっこ４　子育て支援

安心してこどもを産み育てることができる環境をつくるため、子育てに関する効果的な情報を提供するとともに、子育て支援機関などと連携・協力し、気軽に相談や交流できる機会を設けます。

さらに、子育て世帯が孤立することがないよう、適切な専門機関へつなげることで、妊娠から出産、乳幼児期から就学期にわたる各ライフステージをトータルで支援します。

子育てを支援することに加え、子育て支援機関などと連携・協力し、親子で楽しめる子育て応援イベントなど、子育てがより楽しくなるような仕掛けづくりに取り組むとともに、いくののまちで子育てをしたくなるような積極的で楽しい情報を発信していきます。

加えて、こどもの貧困対策と連携して、支援が必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所などの適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実をはかり総合的支援を実施します。

子育ての孤立化が進み、胸が痛む事件が全国的に起こる中、いくの区では、こどもが笑顔で暮せるまちをめざし、令和２年（２０２０年）３月に「いくの区まちぐるみ子育て宣言」を行いましたが、引き続き、安心して子育てできるまちに向けた機運を高めるとともに、重大な児童虐待ゼロに向けて、既に地域に機能している地域福祉ネットワークに子ども・子育て支援家庭のケアの視点を入れた「こども地域包括ケアシステム」により、児童虐待の前段階である孤立育児の防止や区役所・区社協・支援機関などの連携強化に努めます。

いくの区まちぐるみ子育て宣言の図

２４ページ

大阪市こどもサポートネット

　小学校・中学校での気づきを通して、こどもや子育て家庭の困りごとを発⾒し、区役所や地域と連携して相談や支援につなぎ、社会全体で子育て家庭を応援する仕組み。こどもサポート推進員やスクールソーシャルワーカーが必要に応じて家庭訪問し、専門的な相談先や支援につないでいる。令和2年度から⼤阪市内２４区で実施されている。

いくの区の児童虐待防止策の全体イメージの図

４　地域における安全・安心の仕組みづくり

かっこ　現状と課題

いくの区は、古い木造住宅が多く残り、区全域で空き家率が高く推移し、さらには、区域の多くが密集住宅市街地となっているなど、住環境での課題があります。

また、南海トラフ巨大地震が高い確率で発生することが予測され、さらには集中豪雨などによる都市型の災害も頻発しており、これまでの災害の状況なども踏まえた十分な防災対策を早急に行うことが求められています。万一のときにも高齢者や障がい者（児）など支援が必要な人を含めすべての住民のみなさんが安全に避難できるよう、地域で助けあえる仕組みをつくる必要があります。

要援護者に対して、平時から災害時までの途切れのない見守り支援や地域ボランティアによる日常生活の困りごとに対する支援をおこなうとともに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを進めます。

また、社会的孤立による「孤立死」の問題も、早急に対策に取り組むことが必要です。孤立死に至る前に、支援を必要とする人を見つけ、適切な支援につなげる仕組みが求められています。

南海トラフ巨大地震

　近い将来発生すると予測されている、日本列島太平洋沖の広い範囲を震源とする巨大地震のことであり、震度６弱以上の強い揺れに加え、大阪市の多くの地域が津波による浸水被害を受けると想定されています。

２５ページ

かっこ　今後の取組

災害発生や孤立死など生命身体の危険に対して平時からの備えと、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりをめざします。

災害時の要援護者（高齢者、障がい者（児）、妊産婦、言葉の問題で情報が届きにくい外国につながる住民など）の避難を支援するためには地域における共助の体制が必要であり、社会福祉施設や高齢者介護事業所、障がい者支援事業所をはじめ、区社協、地域団体、行政機関などの各関係機関との連携・協力体制の整備・充実を進め、互いに顔の見える関係性が保たれ、高齢者や障がい者（児）などの要援護者の見守りが日常的に機能することをめざします。

また、孤立死を防ぐため、関係機関との連携により、地域からの発信で始まった新聞配達などのライフライン事業者を中心とした区内の事業所と安否確認を行う連携システムの構築を図り、支援を必要とする人の見守りを行なっていきます。

５　健康づくりの取組

かっこ　現状と課題

いくの区の出生率は２４区中４番目に低く、女性の出産年齢は年々高くなっており、妊娠期から、安心してこどもを生み育てることができる環境と、身近なところで相談支援が利用できる体制づくりが必要です。

また、発達障がいの早期発見や発達に課題のある児童に対しては、専門の早期療育などの支援の充実が求められています。

一方、いくの区では、単身高齢者の割合が大阪市の平均よりも高い状態で増加し続けています。

また、区民の健康寿命（健康な期間の平均）は大阪市の平均より長くなっていますが、６５歳以上の要介護認定者の割合は大阪市の平均より高い状況が続いており、認知症の人の数も大阪市全体と同様に増加が続いており、より一層支援の必要性が高まっています。

さらに、区民の特定健診の受診率や、各種がん検診の受診率は大阪市の平均を下回っていることから、より一層区民の健康意識を高めていく必要があります。

住民のみなさんがいくつになっても健康で元気に暮らしていけるよう、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底及びこころの健康づくりに取り組む必要があります。

区民一人ひとりが積極的に自らの健康づくりに努めることにより区民の健康寿命の延伸を図ります。

２６ページ

生活習慣病

　食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する症候群のこと。

かっこ　今後の取組

かっこ１　妊娠時からの継続した支援

世代ごとの課題に合わせた妊産婦支援を充実するとともに、発達に課題のある児童を育てる世帯に対し、早期発見や療育に対する支援を充実します。

また、民生委員・児童委員協議会やボランティアグループなどによる子育てサークルなどの活動とのマルチパートナーシップによるきめ細かな支援を行ないます。

かっこ２　心と身体健康保持

住民のみなさんの健康保持・増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上をめざし、地域や社会福祉の関係機関と協力して、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。

また、「こころの健康」の相談支援などについても、医療・福祉・学校・警察など関係機関との協働や連携を強化し、住民のみなさんのこころの健康づくりの支援に取り組みます。

かっこ３　健康意識の向上

だれもが身近な場所で健康づくりを行うことができる環境づくりに取り組みます。また、「すこやか大阪２１（第2次後期）」の趣旨に賛同する企業・団体である「すこやかパートナー」や関係団体が行っている自主的な健康づくり活動や地域での健康づくりに関する支援活動を広く市民に周知するとともに、相互に連携・協力し、住民のみなさんの健康意識の向上や健康づくりの支援に取り組みます。

すこやか大阪２１

　大阪市では、平成13年３月、大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１」を策定し、平成１５年５月からは健康増進法第８条に規定する「市町村健康増進計画」と位置づけ推進してきた。計画の最終年度にあたる平成２４年度に最終評価を実施し、現状把握や最終評価から得られた課題を踏まえ、継続的に健康づくりを推進するため、第２次大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第２次）」を策定した。

２７ページ

かっこ４　高齢者支援の輪

認知症や要介護状態になっても、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの関係者の顔の見える関係づくりを行い、「いくの区認知症高齢者支援ネットワーク会議」などによる高齢者支援の輪を広げるための取組へ積極的に参画するとともに、関係団体とともに認知症予防・介護予防活動といった地域の環境づくりに取り組みます。

いくの区認知症高齢者支援ネットワーク会議

　住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう認知症高齢者だけでなく、今後急速に増加が見込まれる高齢者の在宅支援をするために、医療・介護・福祉も連携体制の構築をめざし、高齢者とその家族を支援するための取組を行っている。

６　権利擁護や虐待防止のための取組の推進

かっこ　現状と課題

近年、高齢者世帯を狙った悪質な訪問販売や区役所の職員を騙り、金品を奪おうとする詐欺事件が多発しています。

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人々が安心して地域で暮らせるために、日常生活を支援していく仕組みが必要です。

また、虐待予防のため、介護や子育てなどの負担を少しでも軽減し、孤立を防ぐための取組が求められています。

２８ページ

かっこ　今後の取組

判断能力が不十分な人の権利を擁護し、生活を支援していくため、「あんしんさぽーと事業」や成年後見制度の周知と広報を充実します。

また、区役所が中心となり、相談や支援を行う事業所、医療機関、教育機関、警察などとの連携を強め、女性・高齢者・障がい者（児）・児童やその介護者・保護者などに対し、消費者被害や虐待防止に向けた正しい知識の啓発と各種サービスの利用促進に向け取り組みます。

あんしんさぽーと事業

　大阪市社会福祉協議会が行っている事業で、認知症、知的障がいなどにより、判断能力が不十分な方を対象として、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスなどの利用援助や金銭管理などのお手伝いをするサービス。

成年後見制度

　認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し法的に権利を与えられた成年後見人など（家庭裁判所から選任）が、本人に代わって福祉サービスや適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度のこと。「法廷後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度には判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分かれている。

７　共生社会の推進

かっこ　現状と課題

すべての人は人間としての尊厳を持ち、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにして有しています。

一方で、現実には高齢者や障がい者、外国につながる住民などのさまざまな人権に関する課題が今なお存在し、発生しています。そのような中、障がい者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を定めた「障害者差別解消法」が制定されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組むことが求められています。

２９ページ

いくの区は従前から在日韓国・朝鮮人を初めとする外国人住民の比率が大阪市２４区の中で最も高く、令和２年国勢調査では全国でも最も高くなっており、現在は約６０の国や地域につながる住民がそれぞれ違った言語や文化を持ち暮らしている多国籍なまちですが, 最近では、ベトナムだけでなく、ネパールやフィリピン、インドネシア国籍の住民の増加率も高くなっています。

いくの区には長年にわたり築かれてきた「ご近所付き合い」に多文化共生がなされているという良さもあり、それが「いくの区らしさ」の一つであると考えます。

しかしながら、外国につながる住民をはじめとした少数者（マイノリティ）は、情報が届きにくかったり、コミュニティの輪に入りにくかったりするのも実情です。またそのことさえもあまり知られていなかったりもします。

そういった問題を踏まえ、まちづくり、地域福祉の推進にあたっても、外国につながる住民も含めただれもが健康で幸せに暮らしていける共生社会を実現するための体制づくりが求められています。

「いわきょうせい」の考え方のもと、区民参加・参画による人権課題の解決に向けた施策の展開により、すべての人々の人権が尊重され、日常的に地域社会の一員として暮らすことができている状態をめざします。

かっこ　今後の取組

共生社会の実現に向け、多文化理解を深めてもらうため、共に学ぶ機会を推進します。文字の読み書きの不自由さや文化的背景の違いにより生じる生活上の生きづらさや誤解など、日常生活では見過ごされがちなことを知ってもらう取組を進めます。

従来の人権尊重・人権擁護への取組に加えて、障害者差別解消法による取組や、近年課題と認識されてきたＬＧＢＴＱをはじめとする新たな人権課題への理解を深め、偏見や差別意識をなくすよう取り組みます。

外国につながる住民への情報提供や子育て支援など、外国につながる住民が抱える課題やニーズも多様化しています。これらの課題への解決に向けて、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域団体をはじめ、文化共生のコミュニティづくりに活動するＮＰＯなどと協働して取り組みます。

外国につながる住民は、言葉や文化の違いから情報が届きにくく、必要な行政サービスの利用が困難で、地域コミュニティの輪に入りにくいなどによって、生きづらさを感じたり、誤解や差別につながりかねないことが問題となっています。

３０ページ

そして、近年増加しているニューカマーを含めたすべての外国につながる住民に対し、防災マップや生活情報・各種行政手続きなどについて、やさしい日本語やた言語に対応するなど適切な情報発信・情報提供を行います。

さらに、いくの区では、外国につながる住民の多数を占める在日韓国・朝鮮人の人々の高齢化などに伴う各種課題も生じています。

これら外国につながる住民を取り巻く課題解決のため、今後とも、地域住民や地域団体、NPOなどの多様な主体と協働して、外国につながる住民が行政サービスや地域コミュニティなどから取り残されることがないよう、ご意見などをお聞きしながら、さまざまな取組を進めていきます。

ＬＧＢＴＱ

　レズビアン・ゲイ（同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（生物学的な性と、自分で認識している性が一致しない人）、クエスチョニング/クイア（自分のセクシャリティがまだわからない・決めたくない人、従来の性の規範に当てはまらない人）の頭文字。性のありかたに関して少数派の人々は、セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）と呼ばれており、その総称としてＬＧＢＴＱが使われることがある。

やさしいにほんご　話しますの図

やさしいにほんご　話してくださいの図

「やさしい日本語」に言い換えてみようの図

ご出身はどちら　どこの国から来ましたか

飲食はご遠慮ください　ここで飲むことはできません　ここで食べることはできません

地下鉄は運転を見合わせています　地下鉄はいま動いていません

メモをとってください　書いてください

直ちに避難してください　早く逃げてください

３１ページ

ＳＤＧｓ　持続可能な開発目標　とは

２０１５年９月の国連サミットで採択された、２０３０年までに持続可能でよりよい世界を目ざす国際目標です。１７のゴールと１６９のターゲットから構成されています。

１　貧困をなくそう

２　飢餓をゼロに

３　すべての人に健康と福祉を

４　質の高い教育をみんなに

５　ジェンダー平などを実現しよう

６　安全な水とトイレを世界中に

７　エネルギーをみんなにそしてクリーンに

８　働きがいも経済成長も

９　産業と技術革新の基盤をつくろう

１０　人や国の不平などをなくそう

１１　住み続けられるまちづくりを

１２　つくる責任　つかう責任

１３　気候変動に具体的な対策を

１４　海の豊かさを守ろう

１５　陸の豊かさも守ろう

１６　平和と校正をすべての人に

１７　パートナーシップで目標を達成しよう

大阪ＳＤＧｓ行動憲章

大阪市は２０２５年大阪・関西万博の地元都市として万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」に向けて１７の目標の達成をめざします。

３２ページ

編集・発行

大阪市いくの区役所保健福祉課

〒５４４－８５０１　大阪市いくの区勝山南３－１－１９

電話０６－６７１５－９８５７・ＦＡＸ０６－６７１７－９９６７